

## 【Ⅱ. 技術基準編】

## 第5章 総則

### 5.1 目的

本「宅地造成等に関する工事許可申請の手引・技術基準編」(以下「宅造手引・技術編」という。)は、宅地造成等に関する工事について技術基準を定め、もって「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「法」という。)の円滑な運用を図ることによって、崖くずれ及び土砂の流出による災害の発生を未然に防止し、住民の生命及び財産を保護することを目的とします。

### 5.2 対象範囲

本「宅造手引・技術編」は、神戸市域において、法の許可等(法第12条の許可又は第15条の協議成立又は第16条の変更許可をいう。)が必要となる宅地造成等に関する工事を対象とします。

※ 都市計画法第29条開発許可において同法第33条第1項第7号に定める技術基準についても、本手引・技術編を準用します。

### 5.3 宅地造成等に関する計画の基本原則

宅地造成等に関する計画にあたっては、造成計画区域の地形、地質、地盤条件、過去の災害記録等の必要な情報の収集、各種法規制等の整理を行って、その結果を踏まえたうえで適切な防災措置を講ずることを原則とし、具体的には下記の1～3に掲げる各項目に留意して計画を立てることを基本とします。

#### 1. 計画地盤線の設定

造成計画区域の地形及び地質条件はもとより、周辺宅地等の土地利用状況との整合性が図れるよう配慮してください。

#### 2. 排水施設計画

計画流出量を安全に排水する能力を有し、将来にわたってその機能が確保されるよう、構造及び維持管理について十分配慮するとともに、放流先の排水能力についても十分検討してください。

#### 3. 造成工事施工中における濁水、土砂の流出等による災害の防止計画

周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案して必要に応じて防災施設等の設置について配慮してください。

### 5.4 設計の基本原則

設計にあたっては、法令及び規則並びに本「宅造手引・技術編」及び神戸市細則等の技術基準に基づいて行うことを基本原則とし、これらに明記されていない技術基準等については、一般に公認されている他の技術指針等を参照するものとします。

## 5.5 土質調査の基本的事項

### 1. 土質調査の一般的原則

土質調査は、許可申請に先立って行うことが原則で、設計諸定数は、近傍事例を含む土質試験の結果により定めることが望ましく、特に大規模なもの、重要度の高いもの及び特殊な施工条件のある構造物については、個々の土質試験等により慎重に検討して定めるものとします。

### 2. 土質調査の頻度

造成工事の主たる工事である擁壁，土工等の工事を合理的に進めて行くことができるよう，目的に合致した頻度で土質調査を実施することを原則とします。

### 3. 土質調査を省略できる場合

下記の(1)～(4)に掲げる各項目のいずれか一つに該当する場合は、土質調査を省略することができます。

ただし、この場合においては、工事施工にあたって、現状の土質，地質等の状況に応じて、擁壁等の構造物等に対して適切な措置を講ずることを工事計画書又は図面等に明記しておかなければなりません。

(1) 小規模な自己居住用の造成工事

(2) 擁壁の構造が単純又は小規模及び構築数が少量の場合

(3) 近傍の土質調査資料等が有り、その資料の信頼性が高い場合、あるいは現地踏査を含めて土質及び地質状況がある程度の精度をもって推定できる場合

(4) その他市長が認めた場合

### 4. 造成計画地の実況あるいは相隣関係等の問題から、許可申請に先立って土質調査を実施できないようなやむを得ない理由がある場合

許可後、工事着手前又は工事の進捗に合わせて土質調査あるいは地質調査等を実施するとともに、これらの調査結果から必要に応じて、擁壁等の構造物に対して適切な措置を講ずることを工事計画書又は図面等に明記しておかなければなりません。

### 5. 土質試験等と設計諸定数

設計諸定数は、重要度の高いもの、大規模なもの、特にゆるい砂質土地盤上あるいはやわらかい粘性土地盤上に設ける構造物等に応じて、必要とする精度が得られるよう適切な土質試験を実施して定めるものとします。